

白岡市税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和7年度税制改正に伴い、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が公布されたため、条例改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 市民税関係（第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係）

大学生世代の子等について、現行「103万円まで」の子等の給与収入について、「160万円まで」を対象とする新たな特別控除を創設し、併せて、子等の給与収入が「160万円から188万円まで」の場合、控除額に階段を設けて控除する。

- (2) 市たばこ税関係（附則第16条の2の2関係）

加熱式たばこの課税方式について、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは、紙巻きたばこ1本として課税する仕組みとする。

- (3) その他（第18条関係、第18条の3関係）

公示送達は、公示事項をインターネットを利用する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、又は公示事項を事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすることとする。

3 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日

ア 第34条の2、第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3関係
令和8年1月1日

イ 附則第16条の2の2関係
令和8年4月1日

ウ 第18条関係、第18条の3関係

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(2) 経過措置

市民税及び市たばこ税に係る経過措置を設け、改正後の条例の適用関係を明確にする。

また、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の見直しについては、２段階で実施し、令和８年４月１日から９月３０日までの緩和措置を設ける。